

刈谷市私立保育所運営費等補助金交付要綱

刈谷市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和57年4月1日施行）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、市内の私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により都道府県知事が認可している保育所をいい、都道府県及び市町村以外の者が運営するものに限る。以下同じ。）を運営する事業者に対し、その職員の処遇向上並びに施設の運営改善及び整備を図るために交付する刈谷市私立保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内の私立保育所の運営等に係る費用であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- （1）職員処遇費 正規職員の給与の支給及び社会保険事業主負担金（退職共済事業主負担金を含む。）の支払に係る費用
- （2）1歳児保育事業費 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「算定基準」という。）第2条に規定する基本分単価に含まれる職員構成数を超えて加配した1歳児保育に従事する保育士の雇用に係る費用
- （3）産休等代替職員設置費 正規職員の産前産後休暇及び育児休業又は療養休暇の取得に伴う臨時的に要する代替職員の雇用に係る費用
- （4）保健師等設置費 生後7月未満の乳児の保健管理に従事する保健師、看護師又は准看護師の雇用に係る費用
- （5）障害児保育事業費 障害児（市が障害児として保育の実施を認めた児童をいう。以下同じ。）おおむね4人につき1人の割合で配置する加配保育士として勤務する臨時的に要する職員の雇用に係る費用
- （6）祝日保育事業費 祝日に保育を実施するために必要な費用

- (7) 管理費 職員に係る健康管理費、児童に係る保健衛生費、施設に係る補修費その他職員等の管理に係る費用
- (8) 借入金返済費 私立保育所の整備に係る独立行政法人福祉医療機構及び社会福祉法人愛知県社会福祉協議会からの借入金の返済費用
- (9) 緊急地震速報受信装置設置費 緊急地震速報受信装置の設置及び管理に係る費用
- (10) 嘱託医設置費 嘱託医の報酬
- (11) 給食費等徴収事業費 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項又は第4項の費用を徴収する際に必要となる口座振替手数料又は電子決済手数料
- (12) 紙おむつ処分事業費 紙おむつを処分する際に必要となる処分費及び運搬費

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業により補助の対象とされる費用については、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請手続）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、別に定める期日までに同条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第5条 規則第7条に規定する申請の取下げをする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更しようとするときは、刈谷市私立保育所運営費等補助金変更交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の中止等）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その旨

を記載した書面を提出して市長の承諾を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、その理由及び遂行状況を記載した書面を市長へ提出して、その指示を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第9条 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、これを補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、この補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の補助事業等実施報告書を市長に提出しなければならない。

(補助決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の一に該当する場合は、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 規則、この要綱、補助金の交付の決定に付した条件又は市長の指示に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得価格又は効用の増加価格が単価30万円未満の設備及び備品を除く。)を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について、返還の請求をすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により市長から返還の請求をされたときは、速やかにその金額を納付しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年12月1日から施行し、改正後の刈谷市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成11年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「保母数」を「保育士数」に改める部分は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要綱(前項ただし書に規定する部分を除く。)による改正後の刈谷市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、この要綱（別表の改正規定中「庭松保育園」を「親愛の里保育園」に改める部分を除く。）による改正後の刈谷市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行し、この要綱による改正後の刈谷市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行し、この要綱による改正後の刈谷市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、この要綱による改正後の刈谷市民

間保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行し、改正後の別表8の項の規定は、同年10月1日以後に提供する主食及び副食に係る費用を徴収する際に必要となる口座振替手数料について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

費用の区分	補助金の額
職員処遇費	<p>補助対象経費の額と次の各号に掲げる職員（正規職員として雇用されている者に限る。）について算定した給与年額の合計額のいずれか少ない額から、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額又は同法附則第6条第1項に規定する委託費の額（以下これらを「委託費等」という。）のうち人件費に相当する額（処遇改善等加算の額を含む。）から事務職員雇用費の額（829,920円を限度とする。）、調理員の年休代替職員費の額（106,400円に（3）及び（4）の合計人数を乗じて得た額）及び嘱託医手当の額（176,410円を限度とする。）の合計額を控除して得た額を控除した額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）</p> <p>（1） 所長（当該年度に算定基準第1条第45号に規定する所長設置加算を受けている施設において当該加算の対象となった所長をいう。）</p> <p>（2） 主任保育士（当該年度に算定基準第1条第53号に規定する主任保育士専任加算を受けている施設において当該加算の対象となった主任保育士をいう。）</p> <p>（3） 基準保育士（刈谷市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第20号）第19条第1項の規定に基づき、刈谷市が通知した利用定員を基に特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付けこ成保38、5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知）別紙2Ⅱ1（2）の規定により充足する必要がある職員の配置基準（以下「職員配置基準」という。）により算定した当該施設に配置すべき保育士をい</p>

	う。） (4) 調理員（職員配置基準により算定した当該施設に配置すべき調理員に限る。）
1歳児保育事業費	愛知県1歳児保育実施費補助金交付要綱（平成17年9月8日付け17児第2072号愛知県健康福祉部長通知）別表に定める交付額に相当する額
産休等代替職員設置費	補助対象経費の額と、次の各号に掲げる職員を刈谷市が任用したとみなした場合において、当該職員が受けるべき刈谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第14号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第17条第3項に規定する報酬の額に当該職員が任用期間（愛知県の定める産休・病休代替職員制度実施要綱（平成19年6月7日施行。以下「県実施要綱」という。）第4の1に規定する期間及び刈谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）に規定する育児休業の期間の範囲内で私立保育所の任用権者が定める期間）の範囲内において勤務した時間数（1日当たりの勤務時間は7時間45分を限度とする。）を乗じて得た額、当該職員が受けるべき会計年度任用職員条例第25条に規定する期末手当の額及び当該職員が受けるべき会計年度任用職員条例第28条の規定による通勤に係る費用弁償の額の合計額のいずれか少ない額 (1) 県実施要綱に基づき、私立保育所の任用権者が任用した職員 (2) その他市長が任用の承認をした職員
保健師等設置費	補助対象経費の額と、保健師、看護師又は准看護師について算定した給与年額のいずれか少ない額（施設ごとに1人分に限る。）に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）
障害児保育事業費	補助対象経費の額と、加配に要する保育士を刈谷市が任用したとみなした場合において、当該保育士が受けるべき会計年度任用職員条例第17条第3項に規定する報酬の額に勤務した時間数を乗じて得た額及び当該保育士が受けるべき会計年度任用職員条例第28条の規定による通勤に係る費用弁償の額の合計額のいずれか少ない額
祝日保育事業費	補助対象経費の額と、祝日保育の実施に当たり必要な経費であって、祝日保育を実施した日につき3,700円に当該日の利用者の人数から10を控除して得た数（当該控除した数が0以下である場合は、0）を乗じて得た額の一の年度における合計額に100万円（年度途中で事業を開始し、又は廃止する場合は、83,000円に事業実施月数を乗じて得た額）を加算した額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）
管理費	補助金の交付を受ける年度の4月1日現在（年度途中で事業を開始した場合は、事業を開始した日以後の最初に迎える月の初日現在）の算定基準第1条第14号に規定する基本分単価に含まれている1月当たりの管理費の額に同日現在の保育の実施児

	童数を乗じて得た額に6（年度途中で事業を開始し、又は廃止し、かつ、補助金の交付を受ける年度の事業実施月数が6月に満たない場合は、事業実施月数とする。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）
借入金返済費	私立保育所の整備に係る独立行政法人福祉医療機構及び社会福祉法人愛知県社会福祉協議会からの借入金の合計（保育所等整備交付金の交付について（平成30年5月8日付け厚生労働省発子第0508第1号厚生労働事務次官通知）に定める保育所等整備交付金交付要綱に定める交付基礎額に応じ、別表1-9に規定する事業者の負担割合により算出した額を限度とする。）のうち、補助金の交付を受ける年度において返済する元金及び利息の合計額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）
緊急地震速報受信装置設置費	補助対象経費の額
嘱託医設置費	補助対象経費の額と、補助金の交付を受ける年度における一般社団法人刈谷医師会及び一般社団法人刈谷市歯科医師会が市に示した嘱託医報酬基準額のいずれか少ない額から委託費等に含まれる嘱託医手当の額を控除した額
給食費等徴収事業費	補助対象経費の額
紙おむつ処分事業費	補助対象経費の額と、1月につき、その月の初日に在園している満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。）の数に300円を乗じて得た額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）

備考

- 1 職員処遇費の補助金の交付の申請をしようとする場合は、あらかじめ正規職員のうち常勤である者全員の給料の格付けを市から受けるものとする。
- 2 職員処遇費及び保健師等設置費に係る給与年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。
 - (1) 給料 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「条例」という。）に準じて職員ごとに格付けした給料の年額
 - (2) 扶養手当 条例に定める年額
 - (3) 管理職手当 条例に定める年額
 - (4) 地域手当 条例に定める年額

(5) 期末勤勉手当 条例に定める年額

(6) 通勤手当 条例に定める年額

(7) 住居手当 条例に定める年額

(8) 時間外勤務手当 給料と地域手当の合計額に100分の5を乗じて得た額（管理職手当支給対象者を除く。）

(9) 社会保険等事業主負担金 給料に100分の16を乗じて得た額

(10) 育児休業給 育児休業期間中に支給される社会保険料の額

3 祝日保育事業費において、祝日保育を実施する私立保育所が利用者から当該祝日保育に係る利用者負担金を徴収している場合は、補助金の交付の対象としない。